

第2次 佐渡市男女共同参画計画

～ 一人ひとりが「自分らしく」輝ける島へ ～

平成27年3月策定

平成30年3月改訂

佐 渡 市

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	2
2	計画の基本理念	4
3	計画の性格	4
4	計画の期間	4
5	計画の進行管理	4
6	計画の推進体制	5
7	計画の体系	6
8	これまでの取り組み	8

第2章 計画の内容

1	基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発	13
2	基本目標Ⅱ 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり	24
3	基本目標Ⅲ 男女共同参画が確保される労働環境づくり	30
4	基本目標Ⅳ 男女が共に参画できる活力あるまちづくり	41

第3章 計画の指標

参考資料

•	男女共同参画社会基本法	56
•	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	62
•	第2次佐渡市男女共同参画計画策定経過	71
•	佐渡市男女共同参画推進懇談会参加者の公募に関する要綱	72
•	佐渡市男女共同参画推進懇談会設置要綱	73
•	佐渡市男女共同参画庁内推進会議設置要項	74
•	佐渡市男女共同参画推進懇談会参加者名簿	76
•	佐渡市男女共同参画庁内推進会議名簿	76

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の進行管理
- 6 計画の推進体制
- 7 計画の体系
- 8 これまでの取り組み



1 計画の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

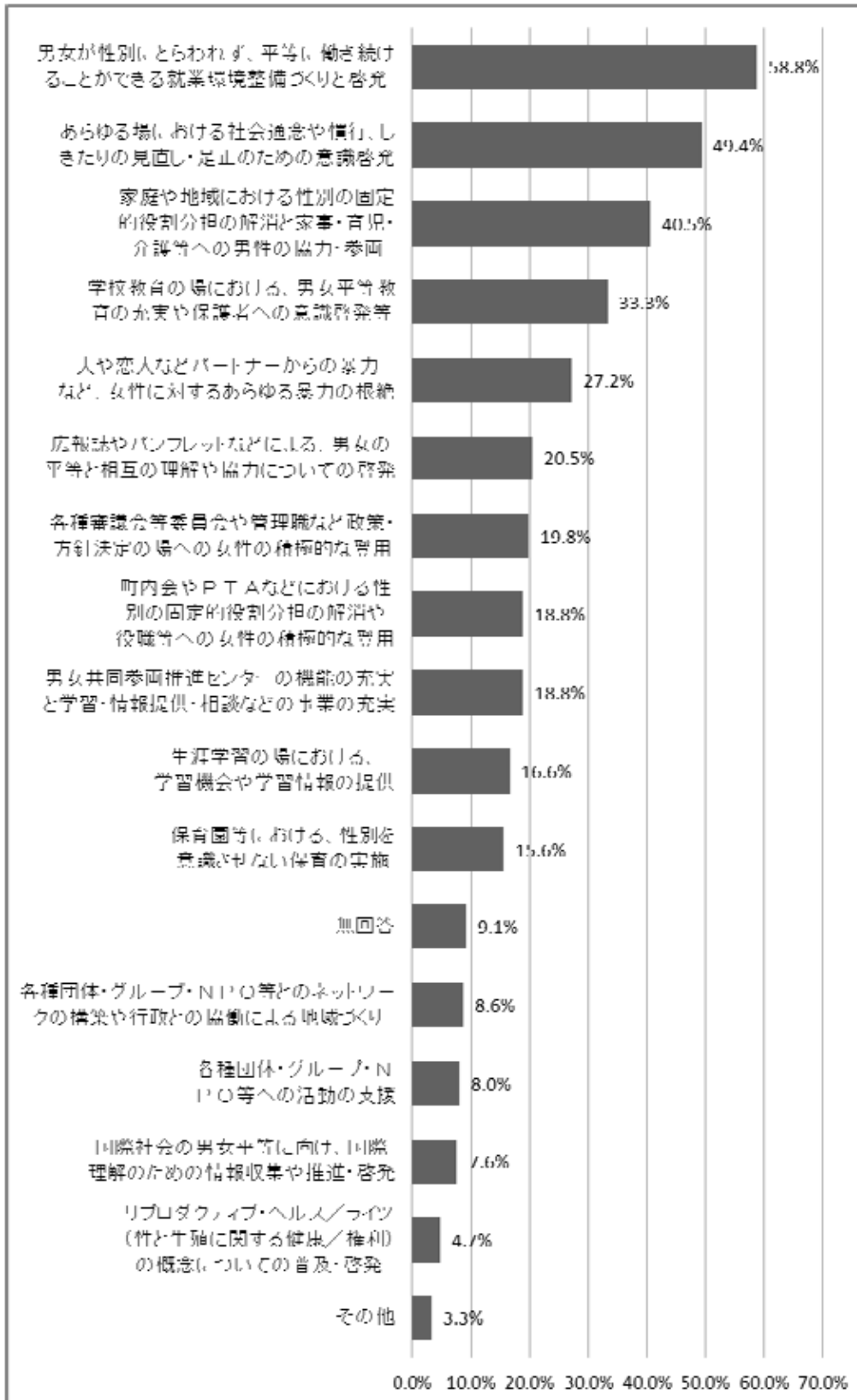
本市が抱える大きな課題である人口減少やそれに伴う少子高齢化、経済変化等に対応していくために、女性が安心して出産できる環境、生活できる環境、能力を發揮し社会進出できる環境の整備が必要です。

また、平成 26 年 2 月に実施した市民意識調査結果では、本市が男女共同参画を進めていくために力を入れていくべきことについて、平等に働き続けられる就業環境づくり、社会通念や慣行等の見直し、家庭や地域における性別の固定的役割分担の解消と考えている人が多くいました。

このことから、男女共同参画を女性だけの課題としてとらえず、男女が共に家庭や地域活動、仕事のあり方について考え直し、協力していけるように推進していかなければなりません。

なお、本計画は、平成 19 年 3 月に策定した佐渡市男女共同参画計画“気づけば島は変わります 男女共同参画”の計画期間が平成 27 年 3 月をもって終了したため、男女共同参画社会の実現に向けた更なる発展を目指し、今後取り組むべき施策の方向と内容を明らかにすることを目的に第 2 次計画として策定したものです。

●男女共同参画を進めていくために力を入れていくべきこと（複数回答）



資料：市「平成25年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、本計画では次の5つを基本理念とします。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

3 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法※に基づく計画です。
※「男女共同参画社会基本法」は、参考資料をご覧ください。
- (2) 「佐渡市将来ビジョン」並びに、佐渡市人権教育・啓発推進計画等の市の各種計画との整合性を図りながら、計画を策定しています。
- (3) 市民意識調査結果や佐渡市男女共同参画推進懇談会等の意見を反映して、計画を策定しています。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下(女性活躍推進法という。))第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と一体的に策定しています。

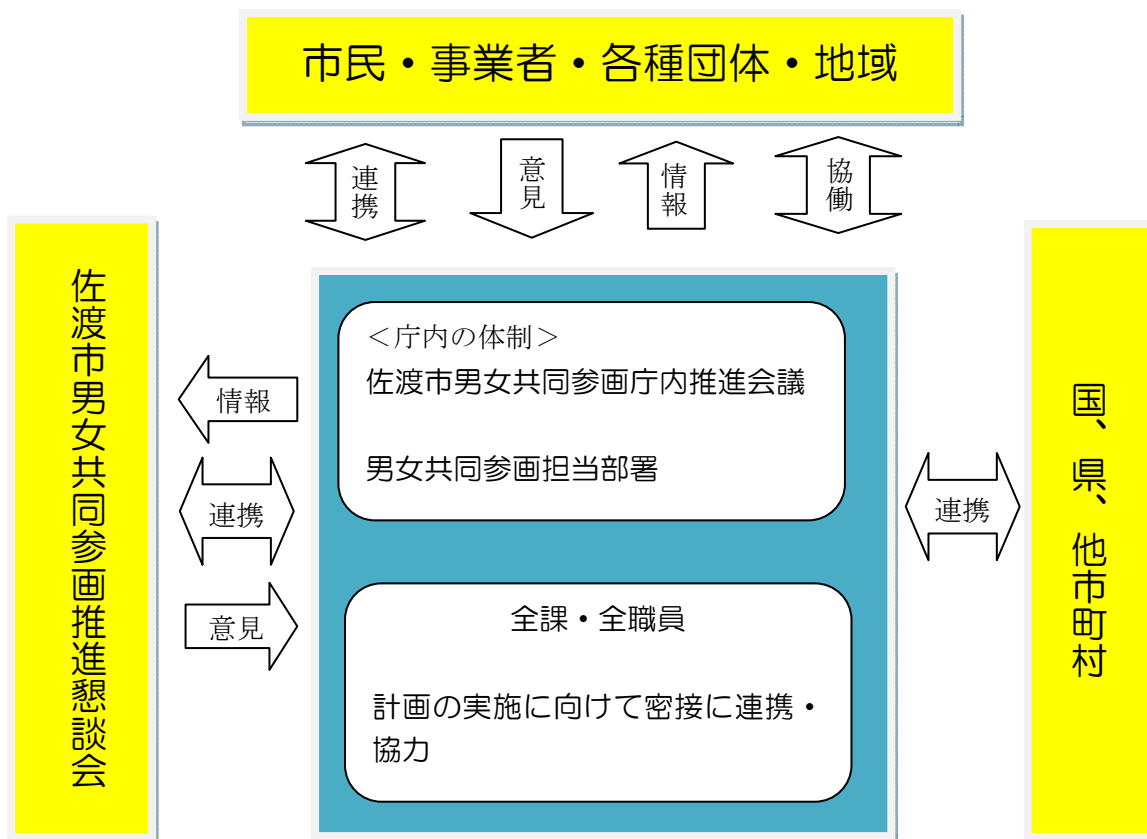
4 計画の期間

- (1) 平成27年度から平成31年度までの5年間です。
- (2) 佐渡市将来ビジョンの見直し時期にあわせて見直すことを基本としますが、計画の実施状況や社会状況の変化により必要に応じて見直します。

5 計画の進行管理

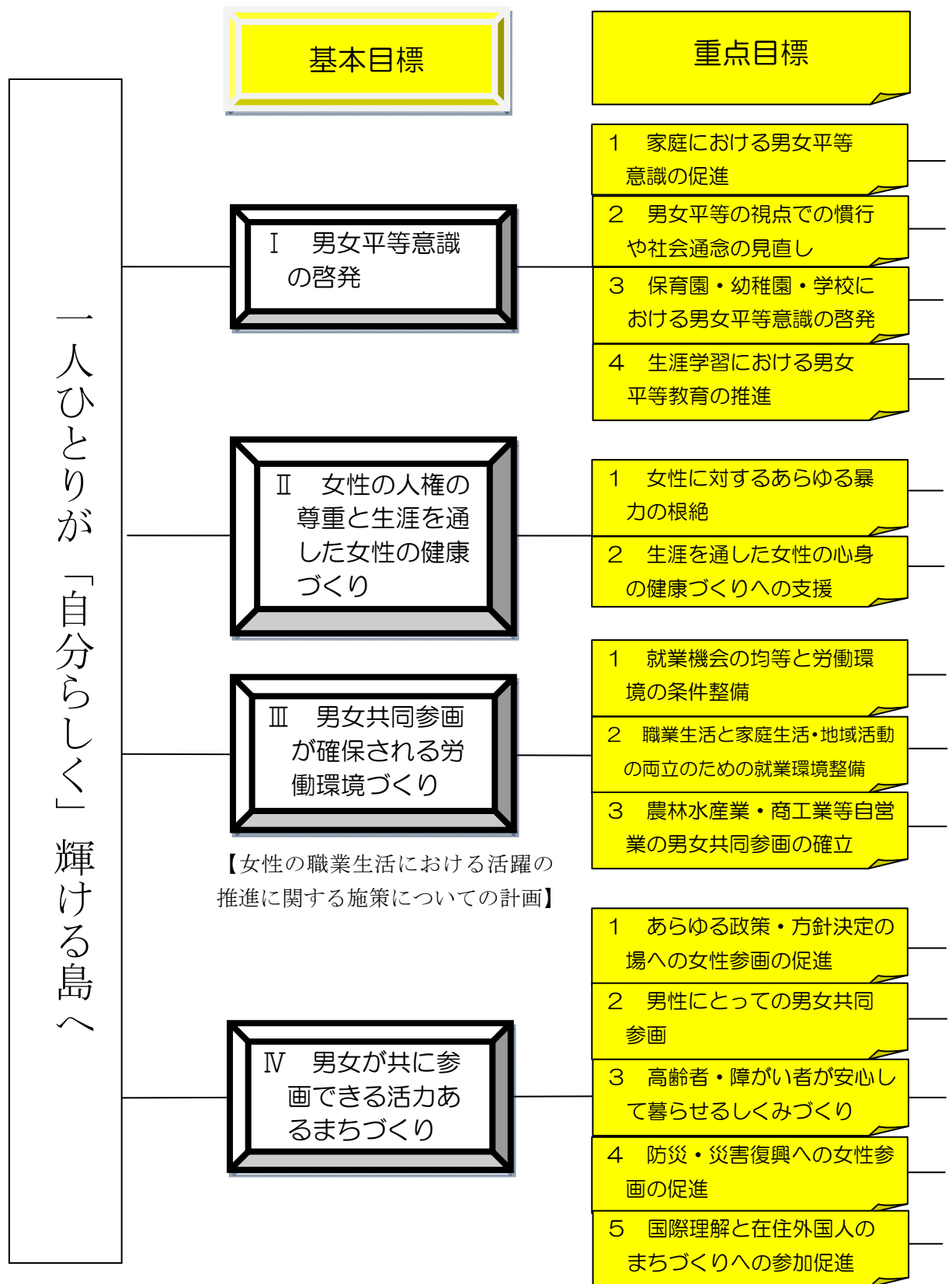
計画達成に向けて指標を定めるとともにその事業効果を調査し、「佐渡市男女共同参画推進懇談会」が中心となり、計画の適切な進捗管理を行います。

6 計画の推進体制



男女共同参画社会の実現

7 計画の体系



施策の方向

(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消

(1) 地域における固定的性別役割分担意識の解消

(1) 男女平等意識に基づく人権教育、道徳教育、生徒指導、進路指導、性に関する指導

(1) 男女平等に基づいた生涯学習の充実

(1) 女性に対する暴力を許さない社会環境づくり

(1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重

(2) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進の推進

(1) 均等な就業機会と待遇確保による働きやすい職場づくりの推進

(2) 能力が発揮できる就業環境の整備

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発

(2) 様々な働き方の情報提供と支援の充実

(1) 農林水産業における女性の経営参画の促進

(2) 商工業等自営業における女性の経営参画の促進

(1) 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用

(2) 地域の活動団体における女性参画の促進

(1) 男性に対する男女共同参画の理解の啓発

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画の促進

(1) 高齢者・障がい者の社会参画支援

(2) 高齢者・障がい者が安心して過ごせる看護・介護体制

(1) 防災・災害復興活動における女性参画の促進

(1) 多文化共生を進める教育支援事業の推進

(2) 多文化共生を進める生活支援事業の推進

8 これまでの取り組み

(1) 世界の動き

【国際婦人年と国際婦人の十年】

国連は 1972 年（昭和 47 年）の総会で、男女平等を目指し、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定め「平等・開発・平和」を目標に掲げて女性の地位向上のために世界的行動をとることを宣言しました。

1975 年（昭和 50 年）6 月に、メキシコシティで開かれた「国際婦人年世界会議」では、この目標を実現するための「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択されました。

さらに、国連は「国際婦人年」に続く 10 年間を「国連婦人の十年」と定め、加盟国に対し「世界行動計画」の達成を呼びかけました。

【女子差別撤廃条約とナイロビ将来戦略】

1980 年（昭和 55 年）には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年」中間年世界会議が開かれ「国連婦人二十年後半期行動プログラム」が採択されました。

この会議では、最も大きな成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」いわゆる「女子差別撤廃条約」の署名式が行われました。

1985 年（昭和 60 年）7 月の「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議では、「国連婦人の十年」に掲げられた目標達成のための努力を西暦 2000 年に向けて継続することを確認するとともに「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」いわゆる「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1990 年（平成 2 年）には、国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第一回見直しと評価に伴う勧告及び結論」いわゆる「ナイロビ将来戦略勧告」が採択されました。

【行動要領と北京宣言】

1995 年（平成 7 年）には、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに北京で第 4 回世界女性会議が開催され、女性の地位向上に向けた国際的な指針となる「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。

そして、2000 年（平成 12 年）ニューヨークの国連本部では、「女性 2000 年会議」が開催され「行動綱領」の実施状況の検討及び評価に基づき「政治宣言」とその実施を促進するための「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005年（平成17年）には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目ということで定例の国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催し、第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」と「行動綱領」の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

【国連『北京+15』世界閣僚級会合開催】

2010年（平成22年）には、「北京宣言及び行動綱領」の採択から15年にあたることを記念し、「国連『北京+15』世界閣僚級会合」がニューヨークで開催され、「北京行動要領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

（2）国の動き

【国内行動計画策定と女子差別撤廃条約批准】

国においては、「国際婦人年」を契機に1975年（昭和50年）に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進しました。この結果、「男女雇用機会均等法」の制定など法制面での男女平等が整備され、1985年（昭和60年）6月には、「国連婦人の十年」の最大の成果といえる「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を批准しました。

【男女共同参画2000年プラン】

1993年（平成5年）7月の推進本部の決定による「男女共同参画社会づくりに向けての推進体制の整備について」を受けて、翌年6月に総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置し、同年7月には閣僚級による男女共同参画推進本部を発足し、女性に関する施策の推進を図り、平成8年（1996年）には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」など4つの基本目標と11の重点目標が掲げられました。

【男女共同参画社会基本法と男女共同参画計画】

そして1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、2000年（平成12年）には、「男女共同参画社会基本計画」が策定され、2005年（平成17年）に少子化・男女共同参画担当として内閣府特命担当大臣が誕生し、その12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

2010年（平成22年）には、男性、子どもにとっての男女共同参画の推進や生

活上の困難に直面する人たちへの支援、地域等における男女共同参画の推進などの重点分野を新設した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

【あらゆる分野における女性の活躍の推進】

女性の力は企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）に「女性の活躍推進」が盛り込まれるなど、女性の活躍が国の成長戦略の柱の一つに位置付けられ、様々な取り組みが進められています。

また、職業生活における女性の活躍を一層推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下（女性活躍推進法という。）が平成27年に制定され、事業主行動計画の策定などが盛り込まれました。

平成27年12月に決定した「第4次男女共同参画基本計画」でも「強調する視点」として「あらゆる分野における女性の活躍」が掲げられ、男性中心型労働慣行を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる分野における施策を充実されるとしています。

（3）新潟県の動き

【新潟県婦人対策の方向】

新潟県においては1977年（昭和52年）民生部青少年福祉課に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に女性行政に取り組み、1985年（昭和60年）には、10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」が策定されました。

【にいがたオアシス女性プラン】

1992年（平成4年）には、民間有識者からなる新潟県女性問題協議会から「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」が提出されたのをふまえ、「婦人対策の方向」の全面改定を行い「にいがたオアシス女性プラン」が策定されました。

1993年（平成5年）には、（財）新潟県女性財団が設立され、新潟県女性センターを拠点とした、女性の自立と社会参加の促進に向けた機能の充実が図られました。

1996年（平成8年）には、21世紀における男女共同参画社会の構築に向けた指針として、国の内外における女性問題解決への動きや、少子高齢化、国際化に対応するため「ニューにいがた女性プラン」が策定されました。

【新潟・新しい波 男女平等推進プラン、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例】

2001年（平成13年）には「ニューにいがた女性プラン」の計画期間満了により、男女共同参画基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」が策定されました。2002年（平成14年）4月に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」が制定され、この条例に基づき「男女平等推進相談室」が新潟ユニゾンプラザ内に開設されました。

【新潟県男女共同参画計画】

2006年（平成18年）3月、平成18年度から平成24年度までの7年間を計画期間とする「新潟県男女共同参画計画」が新たに策定されました。

2007年（平成19年）10月には国の動きに合わせ、経済界、労働界、行政の各団体が一体となり「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向け、「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」を行いました。

2013年（平成25年）7月には、「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

同プランは平成29年に改訂され、現在は第3次男女平等推進プランとして取り組みが進められています。

（4）佐渡市の動き

【男女共同参画に関する市民意識調査と第1次男女共同参画計画】

2005年（平成17年）4月より企画情報課内に「市民参加推進室」を設置し、同年6月に佐渡市男女共同参画計画検討委員会を立ち上げ、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを始め、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い住民意識の把握を実施して、計画策定をスタートさせました。

2007年（平成19年）3月には、「気づけば佐渡は変わります 男女共同参画」を推進するため、平成19年度から平成26年度までの8年間を計画期間とする「佐渡市男女共同参画計画」を策定しました。

【男女共同参画に関する市民意識調査】

2014年（平成26年）には、佐渡市男女共同参画庁内推進会議、佐渡市男女共同参画推進懇談会を設置し、2月には「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

【男女共同参画に関する市内事業所アンケート】

2017年（平成29年）には、佐渡市において働き方改革や女性就業率の向上を目指していく上で、解決すべき問題の掘り起しを行うことを目的として、市内事業所を対象とした実態調査（アンケート）を実施しました。

第2章 計画の内容

男女がお互いに認め合いつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために、以下の4つの基本目標を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発

基本目標Ⅱ 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり

基本目標Ⅲ 男女共同参画が確保される労働環境づくり
【女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画】として一体的に推進

基本目標Ⅳ 男女が共に参画できる活力あるまちづくり



1 基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発

誰もが自分らしく生活できる社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、性別によることなくそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要です。しかしながら、これまでの「男は仕事、女は家庭」という考え方や、地域活動の場における慣行やしきたりにより、性別による固定的な役割分担意識にとらわれている現状があります。

そのために、男女平等社会について理解を深め、男女の意識を変えていくことが重要であり、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー※）があることをふまえながら家庭、職場、地域、教育の場において、男女平等意識を定着するように促進していきます。

※ジェンダー

社会通念や慣行の中で、社会的に作り上げられた「男性像」、「女性像」のこと。ジェンダー自体に良い、悪いの価値は含まれていません。

重点目標

- 1 家庭における男女平等意識の促進
- 2 男女平等の視点での慣行や社会通念の見直し
- 3 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発
- 4 生涯学習における男女平等教育の推進

重点目標 1 家庭における男女平等意識の促進

【現状と課題】

家庭は社会の縮図とも言われるように、家庭において男女が協力することは、社会を変えることにつながり、女性が活躍していくためにも大切なことです。

「男は仕事、女は家庭」という考えをもっている人は少しずつ減ってきており、家事・育児・介護の負担については男性の協力が増えてきているものの、依然として女性の負担率が高い状況です。

このような中、家庭における男性・女性の役割分担を見直すために、家庭における男女平等意識を醸成し、お互いに協力できる体制を整えることが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)家庭における固定的性別役割分担意識の解消	1 家庭内における男女平等意識の醸成を図ります	企画課 社会教育課
	2 男女が共に家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します	市民生活課 高齢福祉課 社会教育課

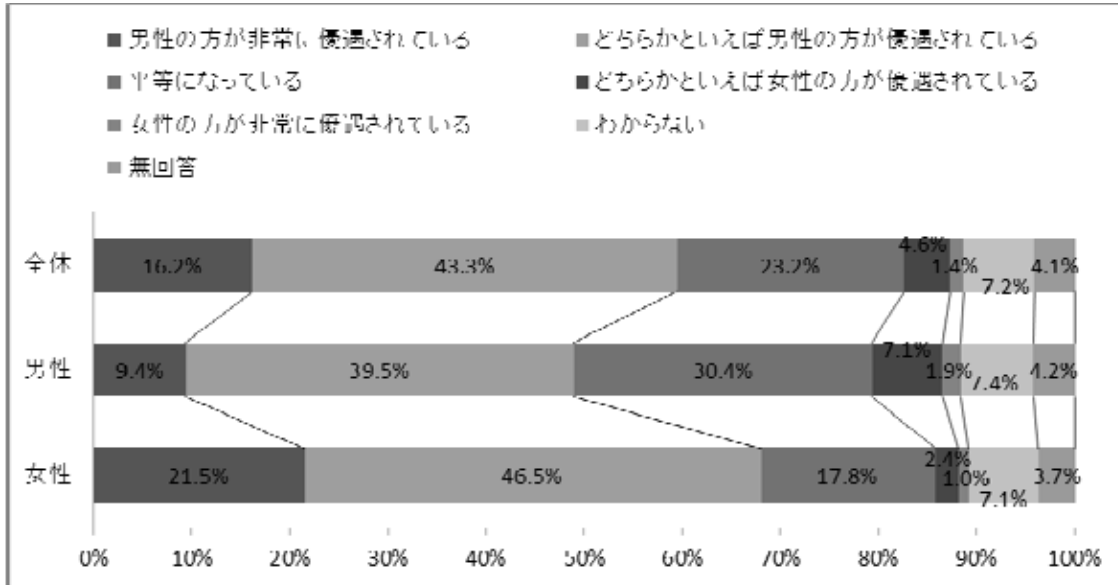
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 家庭において男女が協力して家事・育児・介護を行いましょう。
- ② 家事・育児・介護を学ぶ研修会等に積極的に参加しましょう。

(3) 指標

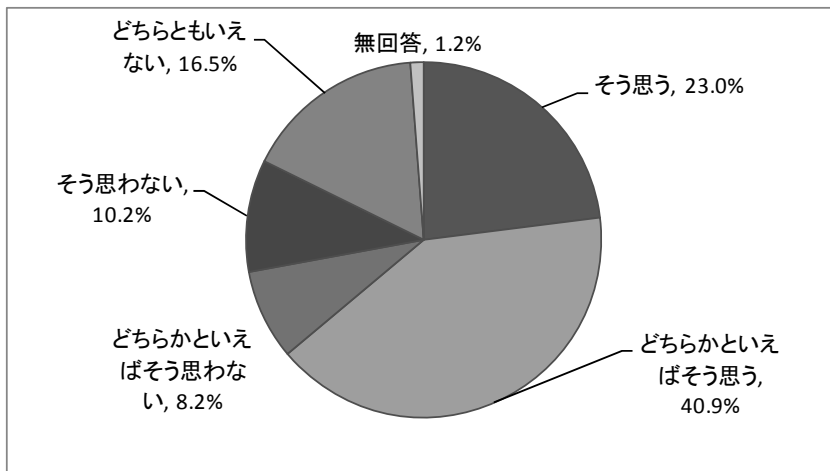
No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31 年度目標
1	家庭の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	23.2% (H25)	増加
2	「男の子らしく、女の子らしく」育てることに反対する人の割合	市民意識調査	18.4% (H25)	増加

●家庭生活における男女の地位の平等に対する考え



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●子育てにおける性別分担意識（男の子らしく、女の子らしく育てた方が良いということ）



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標2 男女平等の視点での慣行や社会通念の見直し

【現状と課題】

社会通念・慣行・しきたりは、長年の間に知らず知らずのうちに私たちの生活の中で意識づけられており、様々な場面で男性中心、男性優遇の社会となっています。市民意識調査結果でも、男性が優遇されていると考えている人が多く、実際に男性が優位になっており、また、女性自身が責任ある立場につきたがらないと考えている人が多くいることから、その傾向が表れています。

そのため、性別によって役割が固定されることは、個人の能力の発揮を妨げる要因になることを認識し、社会通念・慣行・しきたりを見直していくことが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 地域における固定的性別役割分担意識の解消	1 慣行や社会通念・しきたりについての意識改革を推進します	企画課 社会教育課
	2 女性が積極的に指導的な立場につけるような意識改革を推進します	企画課

(2) 市民の皆さまへのお願い

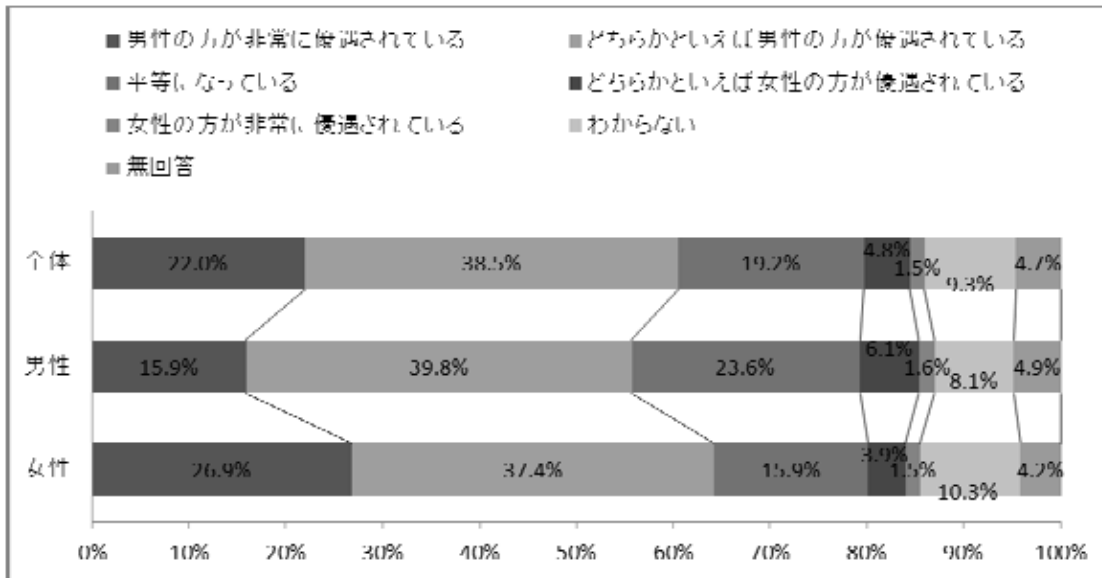
- ① 地域において女性役員を増やし、女性の意見も取り入れましょう。
- ② 女性が積極的に地域行事へ参加できるように働きかけ、女性自身も積極的に参加しましょう。

(3) 指標

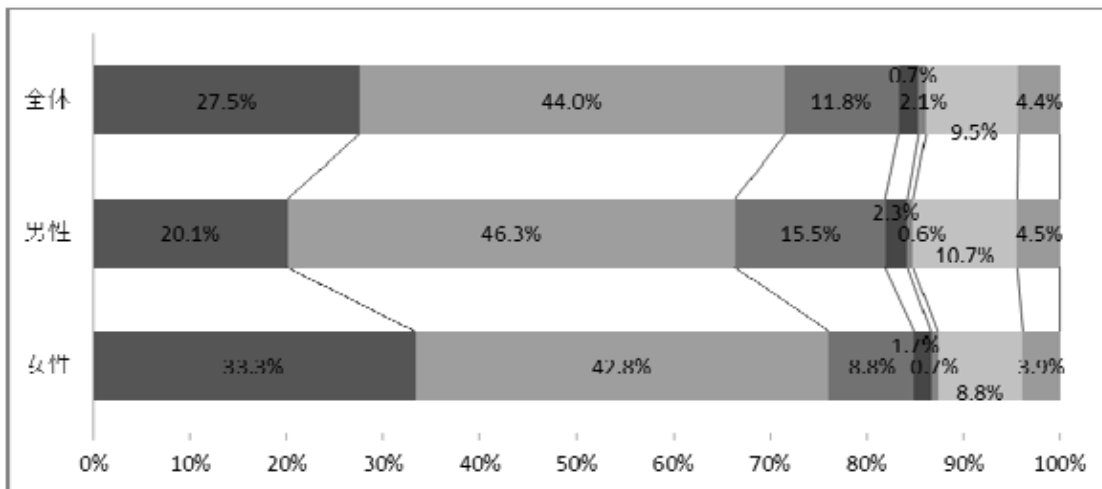
No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31年度目標
3	社会通念・慣行・しきたりなどで「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	11.8% (H25)	増加
4	地域社会の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	19.2% (H25)	増加

●各分野における男女の地位の平等に対する考え

①地域社会（町内会・集落等）



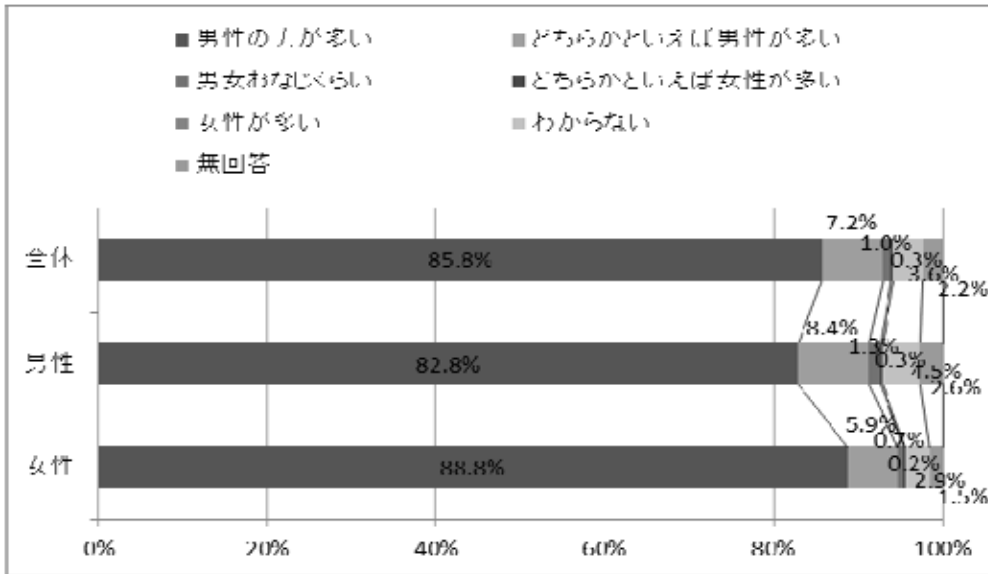
②社会通念・習慣・しきたりなど



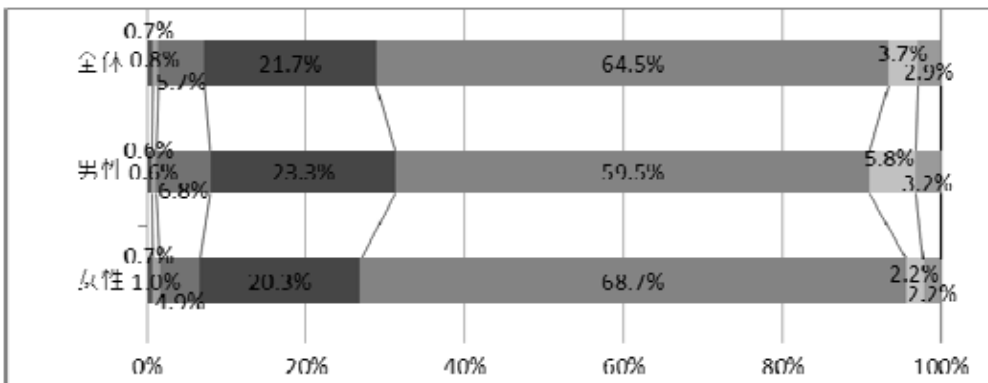
資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●地域における慣行・地域活動の現状（男女別の担当割合）

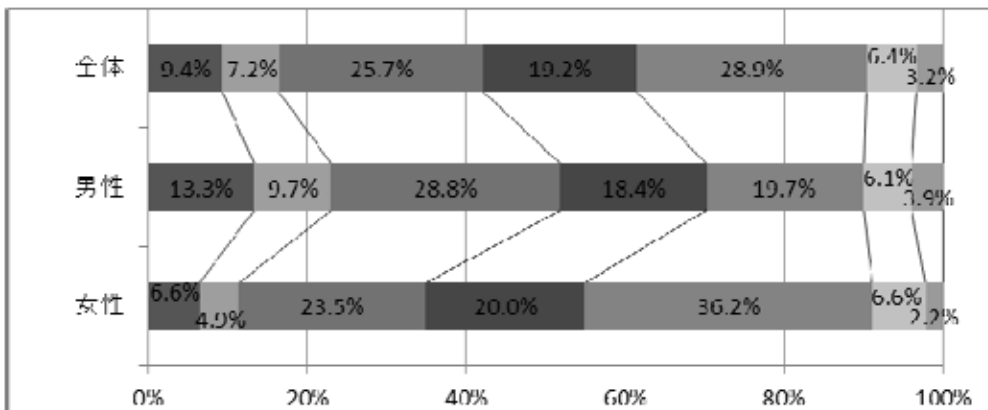
①自治会長や町内会長、集落長



②葬祭の会合でお茶や料理などの準備をする人

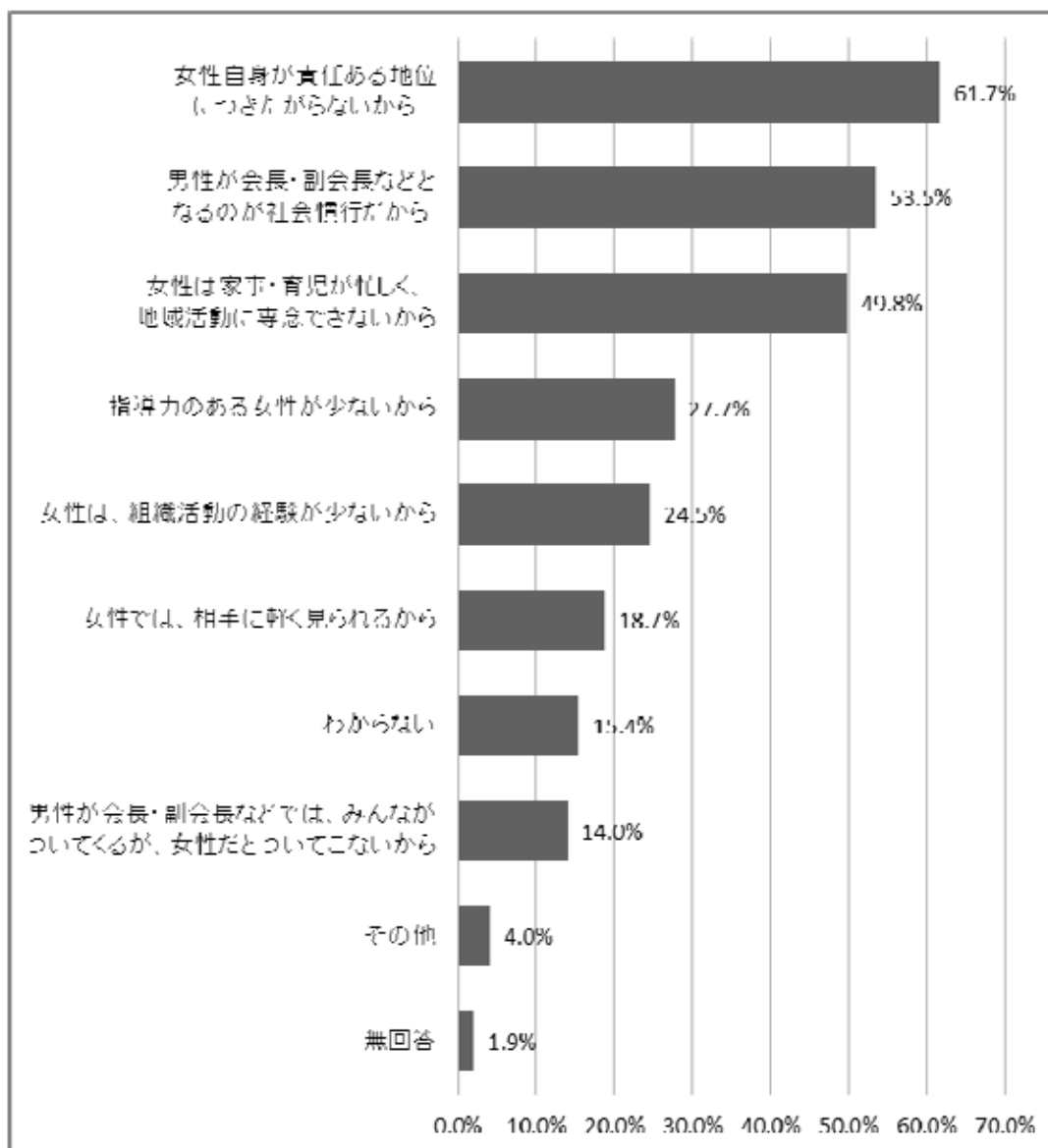


③家庭内のゴミ出しをする人



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

● P T A や地域団体の長に女性が少ない原因（複数回答）



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標3 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発

【現状と課題】

次世代を担う子どもが男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画の推進につながります。そのためには、人格が形成される過程における男女平等教育により、子どもが個性と能力を発揮できるように育っていくことが重要であり、教育関係者に対しては、学校等における様々な教育活動の中で性別による固定的な役割分担意識にとらわれないよう配慮することが重要です。

保育園では男女を意識させない保育、学校では男女平等を意識した教育が行われていることから、今後も引き続き、教育関係者を対象とした男女平等意識の高揚を図るとともに、男女平等教育を充実させることが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 男女平等意識に基づく人権教育、道徳教育、生徒指導、進路指導、性に関する指導	1 保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します	子ども若者課 学校教育課
	2 学習指導要領に沿って男女平等意識を育む教育を実施します	学校教育課

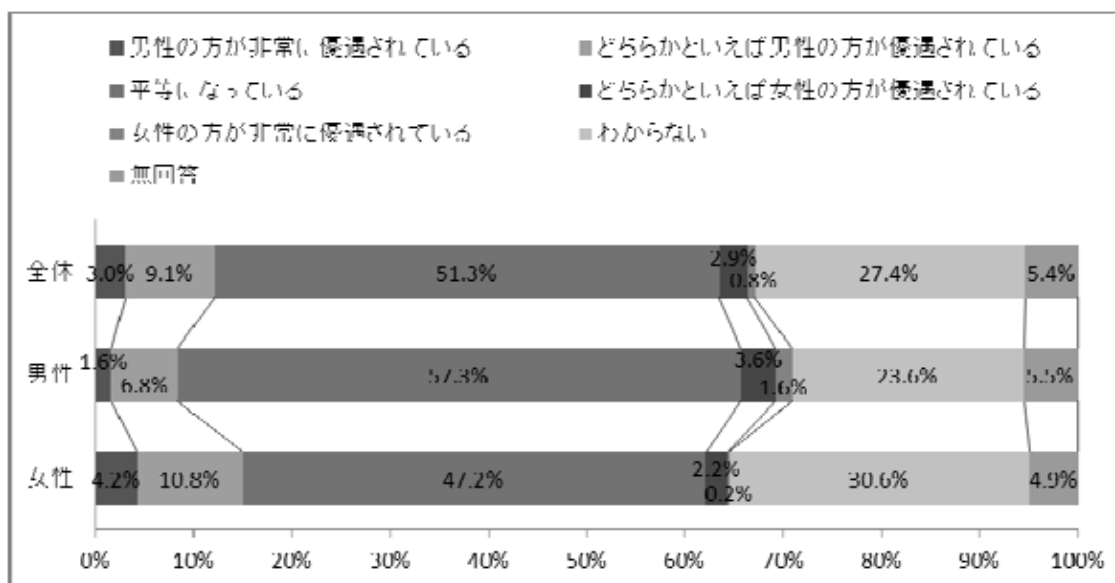
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 保育園や学校において男女平等意識を醸成できるように家庭や地域でも意識していきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31 年度目標
5	学校教育の場で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	51.3% (H25)	増加

●学校教育の場における男女の地位の平等に対する考え



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標4 生涯学習における男女平等教育の推進

【現状と課題】

公民館活動における講座の開催や図書館・室における資料の収集貸出等により、生涯学習における男女平等教育について取り組みを進めていますが、男女共同参画社会の実現のためにはライフステージの中で幼児から高齢者まで男女平等への意識を育てることが重要です。

そのため、地域や職場における男女平等教育のリーダー的な人材の育成に向けて研修体制を図るとともに、あらゆる分野において男女平等意識を啓発するために、様々な分野で学習できる機会を創出することが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)男女平等に基づいた生涯学習の充実	1 公民館活動、地域活動、職場内活動において男女平等意識教育を進めるための人材を育成し、意識啓発を推進します	社会教育課 企画課
	2 生涯学習関連施設において、男女平等教育に関する資料収集と提供を行い、学習機会の拡大を促進します	社会教育課

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 男女共同参画に関する講座等に積極的に参加しましょう。
- ② 男女平等教育のリーダーを目指しましょう。
- ③ 男女共同参画を推進する仲間づくりを心がけましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
6	市民大学講座への女性の参加割合（全受講者に占める女性の割合）	社会教育課調べ	31.2% (H25)	50.0%

<コラム：ジェンダーギャップ指数>

ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムから毎年発表されている世界各国の男女格差に関するレポートであり、順位が高いほど男女の格差が少ないということになります。

この数値は①経済分野、②教育分野、③政治分野及び④保健分野から作成されており、日本は142か国中104位であり、前年の105位、前々年の101位と低い順位で推移しています。

日本は世界の中でも男女格差が大きい国と認識されていますので、今後もより一層男女共同参画を推進することで、男女格差を少なくしていくことが望まれます。

2 基本目標Ⅱ 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり

男女はお互いにその人権を尊重されるべきですが、その意識は十分に浸透しておらず、暴力や差別が存在しています。暴力や差別の対象者は性別を問いませんが、特に女性はその被害者となりやすい傾向があるため、女性に対する差別的な取り扱いや暴力の根絶を目指します。

また、女性は、妊娠・出産の可能性があることから、男性とは異なる健康管理に配慮した健康づくりが重要なので、生涯を通じた女性の心身の健康対策に取り組めます。

重点目標

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 2 生涯を通じた女性の心身の健康づくりへの支援

重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

性別による差別的な取り扱いや、相手の意に反した性的な言動、暴力（ドメスティックバイオレンス※）は人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上でも重要な課題です。市民意識調査結果を見ると、暴力の対象者は男女を問いませんが、特にその対象者は女性が多くなっており、また若い世代における暴力も問題になっています。この背景には性別による固定的な役割分担意識や経済的格差等が存在していると考えられます。

そのため、あらゆる暴力の防止するための啓発と安心して相談できる体制を整えていく必要があります。

※ドメスティックバイオレンス（DV）

明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されており、身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものも含まれます。

（1）行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)女性に対する暴力を許さない社会環境づくり	1 女性に対する暴力を防止するための啓発と予防教育を推進します	社会福祉課 市民生活課 企画課
	2 女性に対する暴力の相談窓口の明確化と一時避難所の確保を行います	社会福祉課
	3 関係機関、関係者との連携を図ります	社会福祉課 市民生活課

（2）市民の皆さまへのお願い

- ① DVは許されない行為であることを理解しましょう。
- ② DVを受けた場合は、ひとりで抱えこまず相談しましょう。
- ③ DVやDVの疑いのあることを発見した場合には、公的機関（児童相談所、警察署）に通報しましょう。

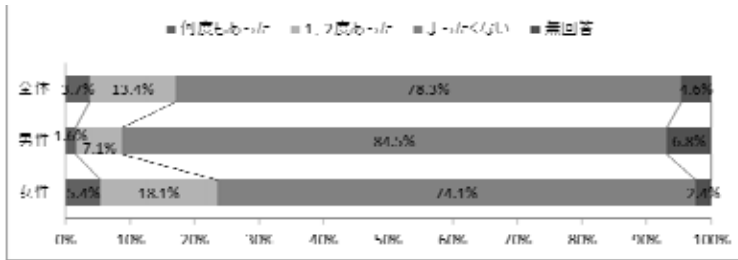
(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31 年度目標
7	DVについて「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	61.3% (H25)	増加
8	DVの被害について「相談しなかった」理由のうち、「安心して相談できるところがなかった、人がいなかった」人の人数	市民意識調査	30人 (H25)	20人

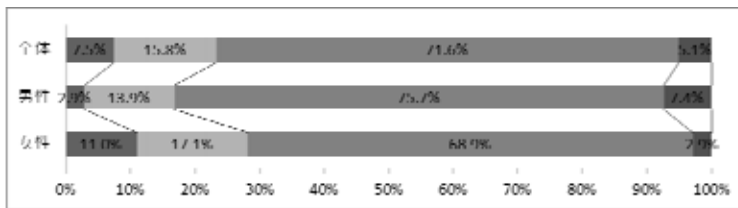


●夫婦・恋人・パートナー間の暴力について

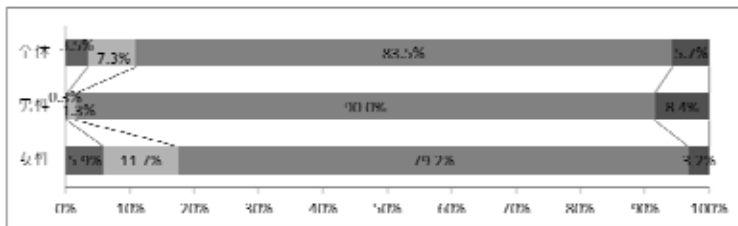
①なぐられたり、けられたりするなど身体に対する暴行を受けた



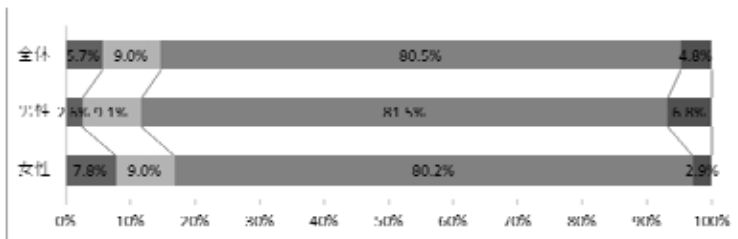
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた



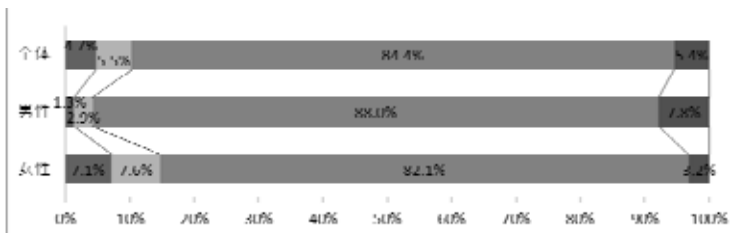
③いやがっているのに性的な行為を強要された



④実家や友人との付き合いなどの人間関係や生活を制限された



⑤生活費を渡さなかったり、家計を厳しく管理されたりするなど経済的な制限を受けた



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

重点目標2 生涯を通した女性の心身の健康づくりへの支援

【現状と課題】

健康づくりは男女とも必要ですが、女性は妊娠・出産する可能性があり、男性とは異なった健康上の課題があることを、男女が共に認識することが重要です。しかしながら、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※の知識の普及が進んでおらず、十分な状況とは言えません。

そのため、性と生殖に関する健康と権利の知識を普及させるとともに、避妊、不妊、子育て、更年期障害等あらゆる場面に応じた相談体制を整えることが必要です。

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことを言います。1994年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方です。

（1）行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重	1 「性と生殖に関する健康と権利」についての知識の普及を図ります	企画課
	2 性犯罪、売買春防止に向けた啓発を推進します	企画課
(2)生涯を通した女性の健康の保持・増進の推進	1 生涯を通した女性の心と身体の健康保持を促進します	市民生活課 社会教育課
	2 女性の心と身体の健康や生殖・不妊に関する相談事業を推進します	子ども若者課

（2）市民の皆さまへのお願い

- ① 健康診断を積極的に受け、健康意識の向上に努めましょう。
- ② スポーツや趣味を通して体力づくりや生きがいづくりを行いましょ。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31 年度目標
9	リプロダクティブ・ヘルス／ ライツについて「内容まで知 っている」人の割合	市民意識調査	1.5% (H25)	増加
10	乳がん検診の受診率	市民生活課調 べ	23.0% (H25)	30.0%

<コラム：DV（ドメスティックバイオレンス）の相談窓口>

DVをはじめとする女性の福祉に関する問題について、ご相談に応じます。
来所またはお電話で、ご相談に応じています。またご相談の秘密は堅く守られます。
ひとりでお悩みにならずに、まずはお電話ください。

担当窓口：市役所社会福祉課 0259-63-5113

3 基本目標Ⅲ 男女共同参画が確保される労働環境づくり

男女が共に働きやすい労働環境をつくることは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生活しやすい環境づくりにつながっており、男女共同参画社会の実現に向けて大変重要なことです。

男女は、男女雇用機会均等法により法律や制度上では平等になっていますが、実際には採用や職種、昇進などで男女差があると考えている人が多いため、男女均等な労働環境の整備を促進します。

また性別に関わりなく個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方を実現するために、個人の能力や置かれた状況に応じた就労環境の整備や再就職などが目指せる体制づくりを推進していきます。

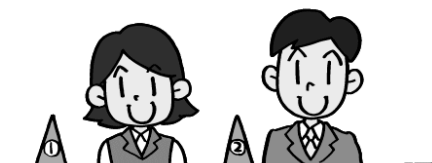
加えて、仕事と家庭生活や地域活動が両立できる労働環境を整え、働きやすい労働環境の整備を促進します。

農林水産業や商工業等自営業においては、男女が共に経営上でも家庭でも対等な良きパートナーとなることのできるような環境の整備に努めます。

なお、この基本目標のもと行われる取り組みは、「女性活躍推進法」に基づく推進計画に該当する事業として推進していきます。

重点目標

- 1 就業機会の均等と労働環境の条件整備
- 2 職業生活と家庭生活・地域活動の両立のための就業環境整備
- 3 農林水産業・商工業等自営業の男女共同参画の確立



重点目標 1 就業機会の均等と労働環境の条件整備

【現状と課題】

男女はあらゆる就労の場において、性別によることなく対等な立場で能力を発揮できることが必要です。しかしながら、依然として賃金や職種等の労働環境において男女の差があると考えている人が多く、職場でのハラスメント※もなくなっておりません。

そのため、就労の場において、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）※の登録推進や積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）により男女均等な職場環境整備やハラスメントの防止に向けた意識改革を推進するとともに、再就職や起業を志す人への情報提供や支援体制を整えるほか、性別により参画が少ない職業への参加を促進することが必要です。

※職場でのハラスメント

ハラスメントとは「嫌がらせ。いじめ」という意味で、職場でのハラスメントはセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのほかに、モラルハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど多岐にわたります。

※ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整え、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を登録する、新潟県の制度です。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる措置のことをいいます。

（1）行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 均等な就業機会と待遇確保による働きやすい職場づくりの推進	1 雇用分野における男女雇用機会均等法等の周知徹底を図ります	総務課 地域振興課
	2 性別によることなく「個人の意欲」、「能力」、「適性」に基づく労働環境の整備を促進します	総務課 地域振興課
	3 ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います	企画課
	4 職場におけるハラスメントの撲滅を推進します	総務課 地域振興課

(2)能力が発揮できる就業環境の整備	1 女性が働きやすい企業や業界に関する情報を収集し提供します	企画課 地域振興課
	2 性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が目指せるように支援します	地域振興課

(2) 市民の皆さまへのお願い

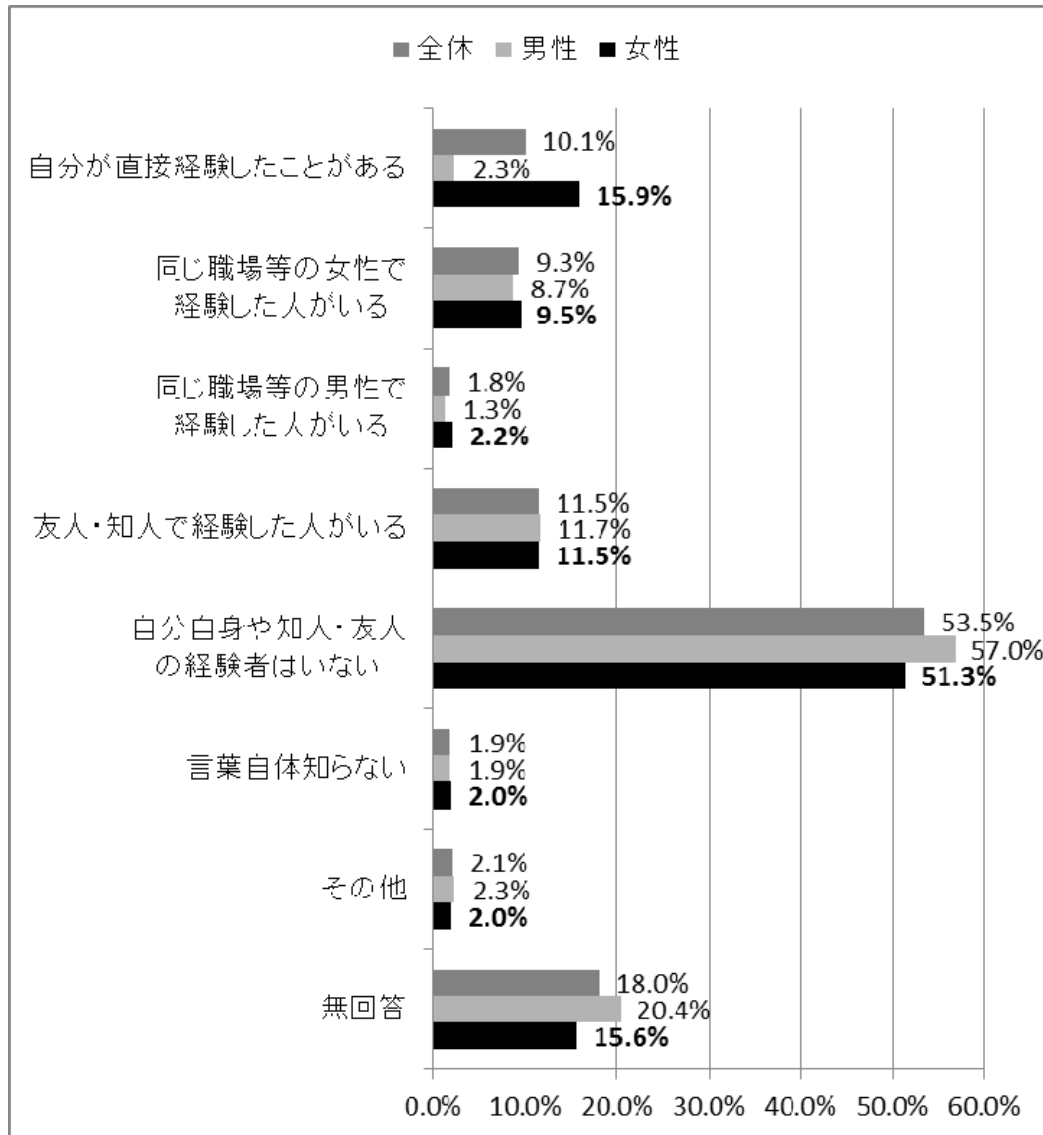
- ① 事業所では、男女雇用機会均等法を遵守し、採用、研修及び昇進などで男女格差をなくしましょう。
- ② 事業所では、ハラスメントを許さない職場環境を作っていきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
11	男女雇用機会均等法について「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	41.9% (H25)	増加
12	職場の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	25.9% (H25)	増加
13	ハッピー・パートナー企業登録数（累計）	新潟県調べ	20 団体 (H25)	30 団体
14	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	市民意識調査	32.7% (H25)	※

※本来は、割合を減少させることが望ましいが、被害に遭っていることを回答しないケースも考えられるため、当面は経過を見守ることとします。

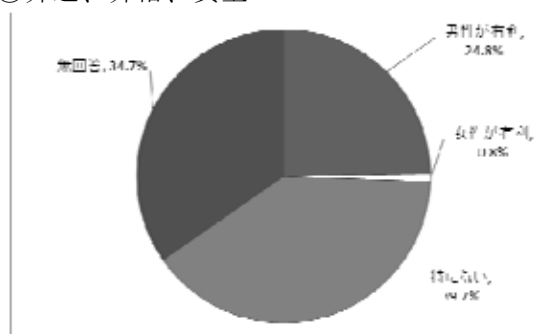
●セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）について（複数回答）



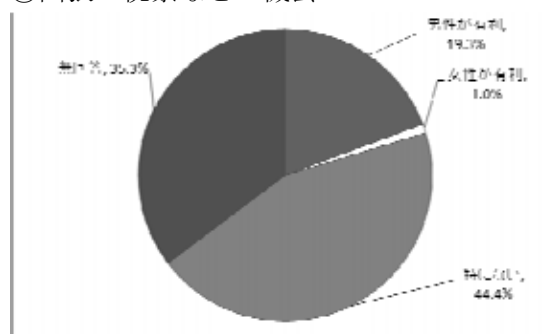
資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●職場における男女の有利不利の意識（職業に就いている人のみ）

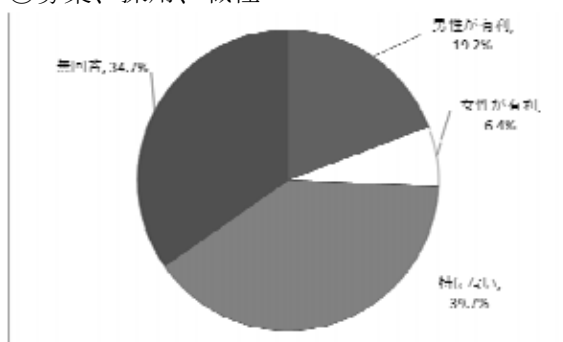
①昇進、昇格、賃金



②出張・視察などの機会

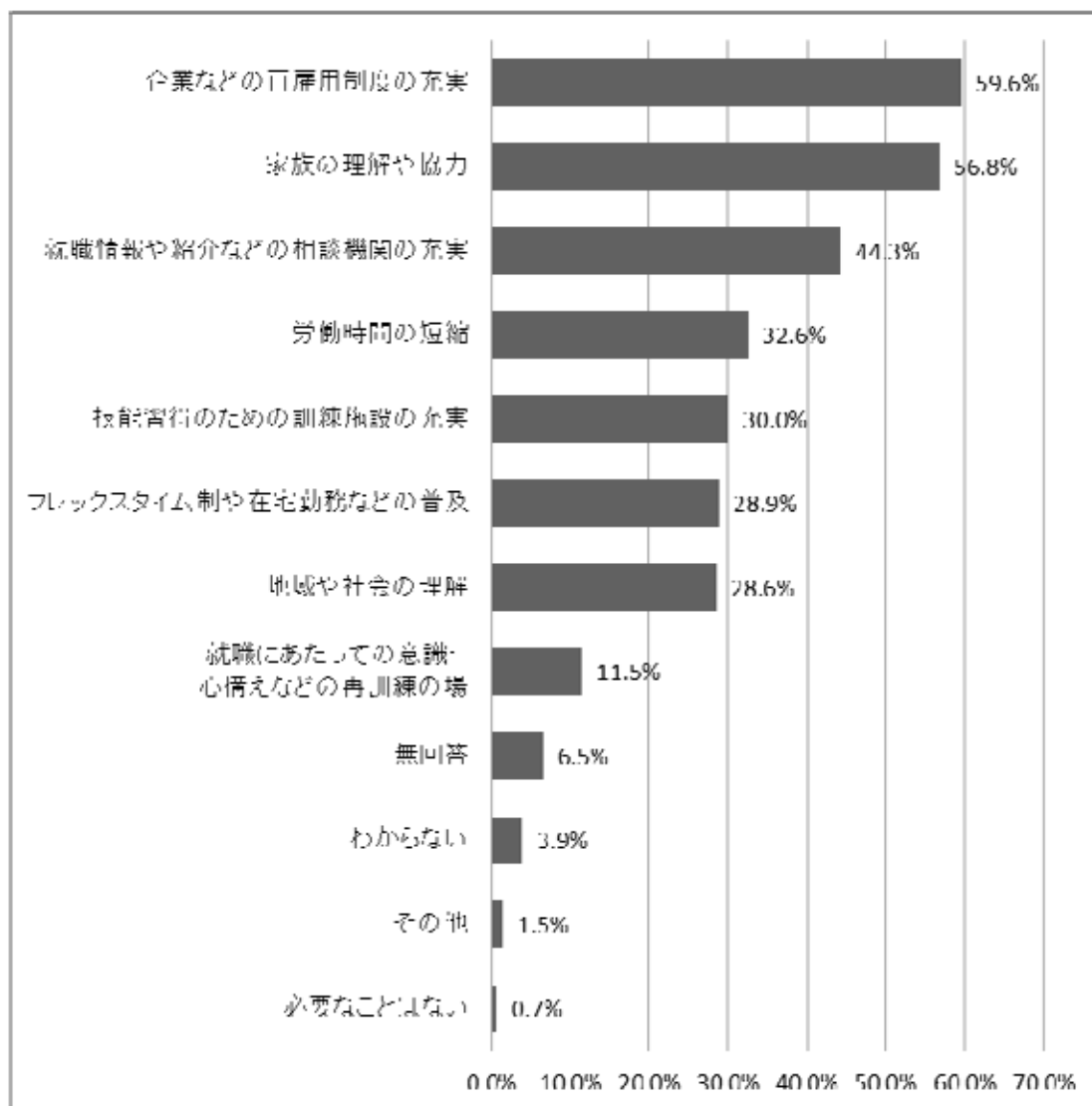


③募集、採用、職種

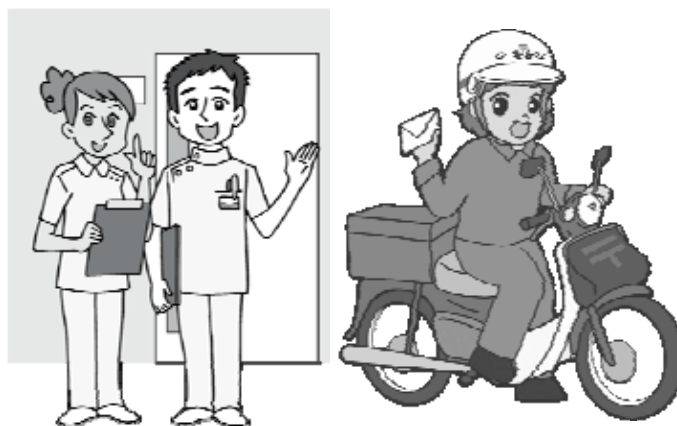


資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

● 出産・子育て・介護のためにいったん仕事を辞めても再就職するために必要なこと
(複数回答)



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標2 職業生活と家庭生活・地域活動の両立のための就業環境整備

【現状と課題】

少子高齢化の進行による家族形態やライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、男女共同参画社会を実現するためには、男女が、あらゆる分野で互いを尊重しあい、個性と能力を発揮できる環境づくりが必要です。

育児・介護休業法などの各種法制度を周知し、雇用者と労働者の双方で働き方を見直せるように意識の変革を進め、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランス※の普及・啓発に努めます。

また、結婚や出産、介護など様々な状況に応じた雇用・就業環境の整備を進めることで、女性の活躍をなお一層促進するとともに、いわゆるM字カーブ問題※の解消にもつながります。

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳されます。仕事と家事・育児、近隣との付き合いなどのバランスを取ることで、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。

※M字カーブ問題

日本人女性の就業状況の特徴を表す用語です。詳細は、コラム「日本のM字カーブ問題」をご覧ください。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発	1 育児・介護休業法の制度を定着させ、男女問わず取得できる職場環境づくりを促進します	総務課 地域振興課
	2 ノー残業デー等の導入、拡充により所定外労働の削減に向けた意識醸成を図ります	地域振興課
	3 短時間正社員やフレックスタイム制についての啓発を推進します	地域振興課
	4 女性が、妊娠、出産を経ても職場復帰しやすい体制を推進します	地域振興課
(2)様々な働き方の情報提供と支援の充実	1 多様なニーズに対応した働き方の情報を収集し提供します	地域振興課 農業政策課 社会福祉課
	2 多様な保育サービスや学童保育の充実を図ります	子ども若者課
	3 要援護者の看護・介護サービスを充実します	社会福祉課 高齢福祉課

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 男女が協力して、仕事と家庭・地域活動を両立させましょう。
- ② 男女が共に育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- ③ 事業所では、女性が結婚や出産又は介護等で一度仕事を辞めても職場復帰できるように努めましょう。

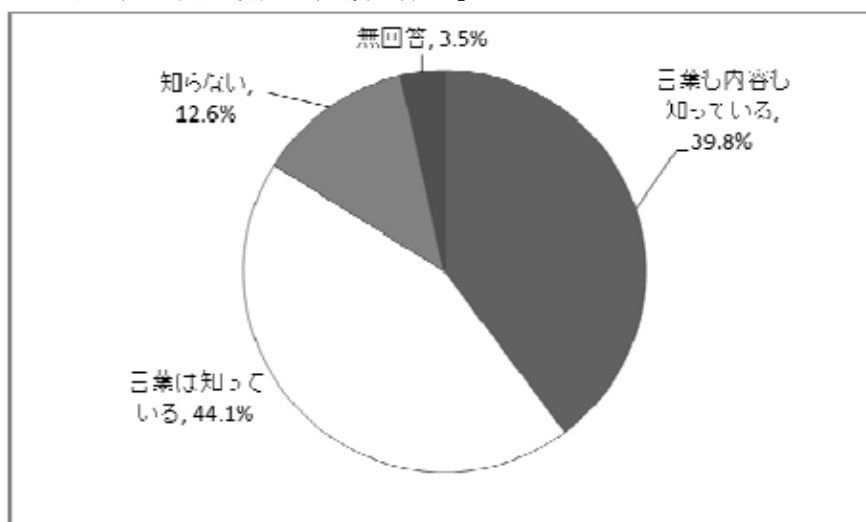
(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
15	ワーク・ライフ・バランスについて「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	9.8% (H25)	増加
16	「共に仕事をし、共に家庭を守るべき」と考える人の割合	市民意識調査	90.8% (H25)	増加

追加する指標

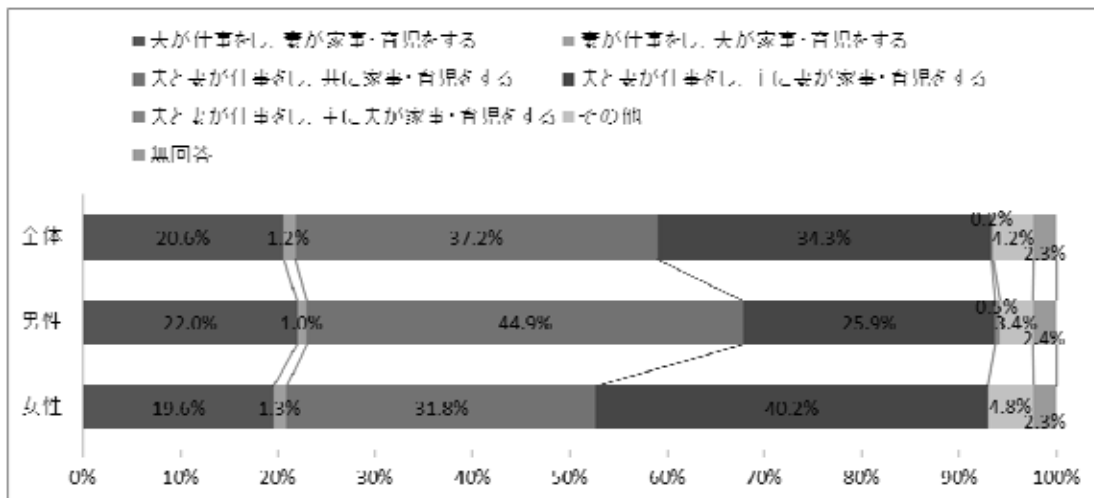
No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
追1	短時間勤務制度（フレックスタイム制）を導入している事業所の割合	事業所調査	19.3% (H29)	増加
追2	妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある事業所の割合	事業所調査	18.0% (H29)	増加

●用語の認知度「育児・介護休業法」



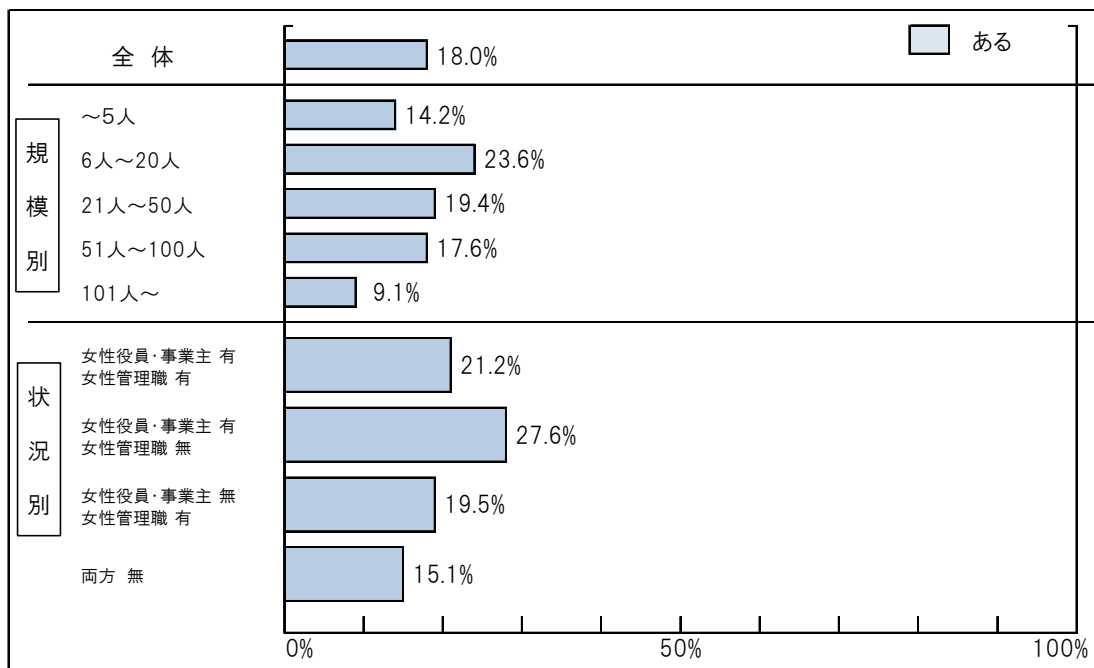
資料：市「平成25年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●夫婦の役割分担の現状（結婚している人のみ対象）



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度の状況



資料：市「平成 29 年度 佐渡市男女共同参画実態調査（事業所アンケート）」

重点目標3 農林水産業・商工業等自営業の男女共同参画の確立

【現状と課題】

農林水産業や商工業等自営業において、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているものの、経営方針の決定においては女性の関与が不十分です。また、農林水産業や商工業等自営業は働く場と生活の場が一体になっていることが多く、女性は労働のほかに、家事・育児・介護などをより多く負担している傾向が見られます。

そのため、農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の経営参画を促進し、その役割が正當に評価され、快適で働きやすい労働環境を整備することが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 農林水産業における女性の経営参画の促進	1 家族経営協定※の締結を促進します	農業政策課 農業委員会事務局
	2 女性が力をつけ能力が十分に発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します	農業政策課 企画課
(2) 商工業等自営業における女性の経営参画の促進	1 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります	地域振興課
	2 女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します	地域振興課 企画課

※家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境について話し合いのうえ、取り決めをするものです。

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 経営方針、報酬や労働時間等について話し合い、パートナーが対等な関係であることを認識するとともに、生活面においても家事・育児・介護などをお互い負担できるよう意識することに努めましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
17	農業における家族経営協定の締結数（累計）	農業委員会事務局調べ	87 件 (H26)	100 件

<コラム：日本のM字カーブ問題>

M字カーブとは日本人女性の就業状況の特徴を表しているもので、学校卒業後 20 歳代でピークに達し、その後、30 歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した 40 歳代で再上昇することから、アルファベットの「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られます。

このM字カーブは欧米の主要国ではほとんど解消されていることから、日本も女性が出産・育児をしながら働ける環境を整備することにより、いち早くM字カーブを解消することが望まれます。



4 基本目標Ⅳ 男女が共に参画できる活力あるまちづくり

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的に関わり、共に責任を担うべき男女共同参画社会の実現のためには、少子高齢化、福祉、防災、国際理解等、市民生活に身近な問題について、男女があらゆる意思決定の場に関わり、共に責任を担っていくことが重要です。

また、男女共同参画は女性のみの問題ではなく全ての人に当てはまるものであり、男性、高齢者、障がい者、在住外国人等がそれぞれの課題に対して、その解決に取り組む必要があります。

そのため、意思決定の場への女性の参画を進めながら、あらゆる立場の人が社会に参画できるように社会的条件を整備していきます。

重点目標

- 1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進
- 2 男性にとっての男女共同参画
- 3 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり
- 4 防災・災害復興への女性参画の促進
- 5 国際理解と在住外国人のまちづくりへの参加促進

重点目標1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進

【現状と課題】

市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合や市職員の女性管理職の割合を見ると政策・方針決定の場に女性が少ない現状があることから、女性の意見を反映する機会を増やすことにより、男女の調和がとれた社会の実現が可能になります。

そのため、女性が社会におけるあらゆる分野で能力を発揮することができるよう、女性の参画意欲を高め、スキルアップできる体制を整備する必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用	1 市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます	全課
	2 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します	企画課
	3 市女性職員の育成・管理職登用を推進します	総務課
(2) 地域の活動団体における女性参画の促進	1 女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します。	全課

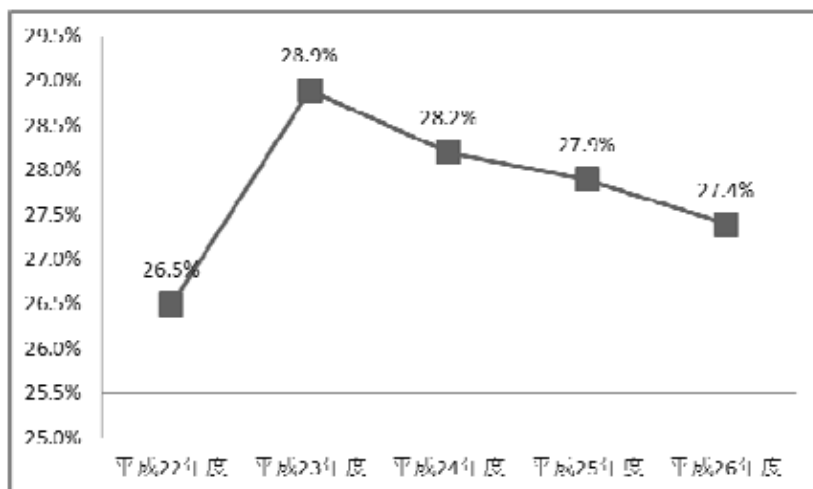
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 市議会や附属機関・懇談会等に女性が積極的に参加できるように協力しましょう。
- ② 地域の活動団体・グループ等に積極的に参加しましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31 年度目標
18	男女共同参画社会基本法について「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	11.1% (H25)	増加
19	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合	総合政策課調べ	27.9% (H25)	35%

●附属機関・懇談会等における女性の登用率（各年4月1日現在）



資料：市「平成26年度総合政策課調べ」



重点目標2 男性にとっての男女共同参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、女性だけではなく男性も男女共同参画の意義を理解し、性別の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる場面で男女が共に支え合うことが重要です。また、男性は、男性であるがゆえに社会的な重圧や長時間労働等の悩みを抱えており、このことは精神的負担や自殺者の増加の要因の一つと考えられています。

そのため、男女共同参画社会の実現は、男性がより暮らしやすくなるものでもあることを周知し、育児・介護休業制度の利用等を通して、男性の家庭生活や地域活動への参画を進めていくことが必要です。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)男性に対する男女共同参画の理解の啓発	1 性別による固定的な役割分担にとらわれないようにするための意識啓発を行います	企画課
(2)男性の家事・育児・介護等への参画の促進	1 男性の働き方を見直せるように意識啓発を行います	地域振興課
	2 男女が共に家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します【再掲】	子ども若者課 高齢福祉課 社会教育課

(2) 市民の皆さまへのお願い

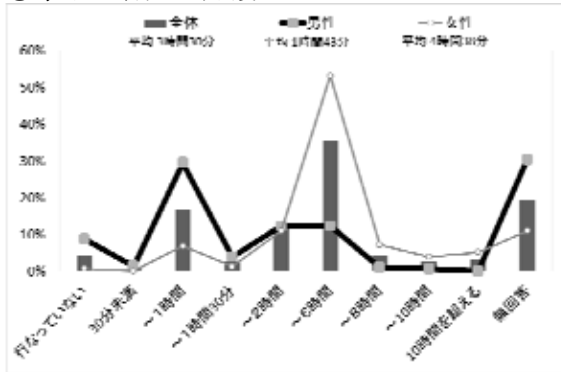
- ① 男女共同参画は女性だけのものではないということを男性も理解し、積極的に家事・育児・介護に参加しましょう。
- ② 「男性だから」という意識にとらわれないようにしましょう。

(3) 指標

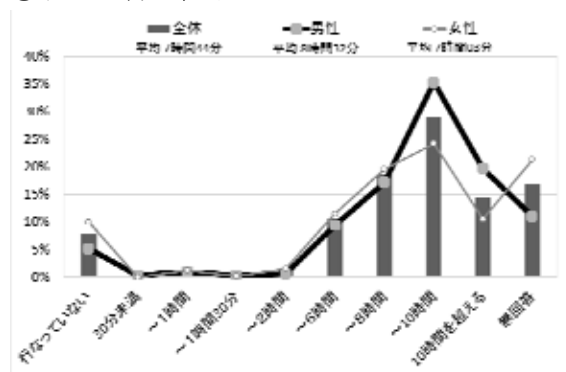
No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
20	男性の平日1日の生活時間のうち、家事・育児・介護などの平均時間	市民意識調査	1 時間 43 分 (H25)	2 時間 00 分
21	男性の平日1日の生活時間のうち、収入を得る仕事に使う平均時間	市民意識調査	8 時間 32 分 (H25)	8 時間 00 分
22	パパ・ママセミナーにおける男性参加率	市民生活課調べ	80% (H25)	90%

●平日 1 日の生活時間の現状

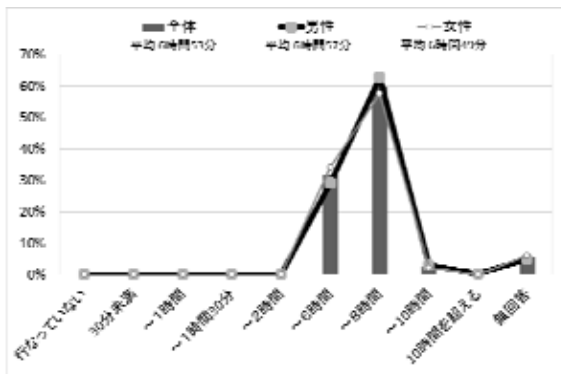
①家事・育児・介護



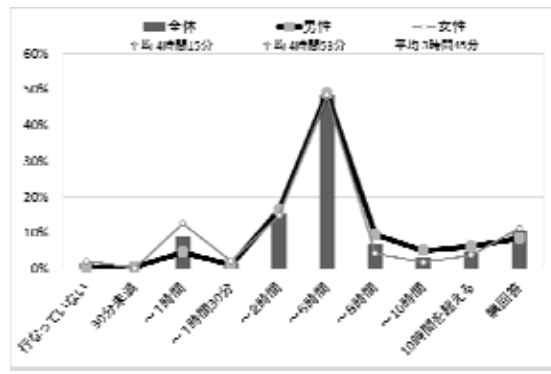
②収入を得る仕事



③睡眠



④自分の自由に使える時間



資料：市「平成 25 年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標3 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり

【現状と課題】

高齢者・障がい者の割合は毎年増加している中で、全ての人が生きがいをもって、共に協力し合い、支え合い、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会が求められていることから、高齢者・障がい者も社会を支える重要な一員としてとらえ、住み慣れた地域で安心して暮らすための環境づくりに努めることが必要です。

あわせて、家庭における介護の負担は主に女性が担っているため、介護が必要な人を社会全体で支えていく仕組みをつくる必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 高齢者・障がい者の社会参画支援	1 高齢者の知識や経験を活かして地域で活躍できるように意識啓発を行います	社会教育課
	2 障がい者が地域で生きがいをもって暮らしやすい仕組みを整備します	社会福祉課
(2) 高齢者・障がい者が安心して過ごせる看護・介護体制	1 高齢者・障がい者の生活を地域全体で支える共生社会を実現するための看護・介護サービスを充実します	社会福祉課 高齢福祉課

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 高齢者・障がい者も地域の一員として認識し、地域全体で助け合う仕組みをつくりましょう。

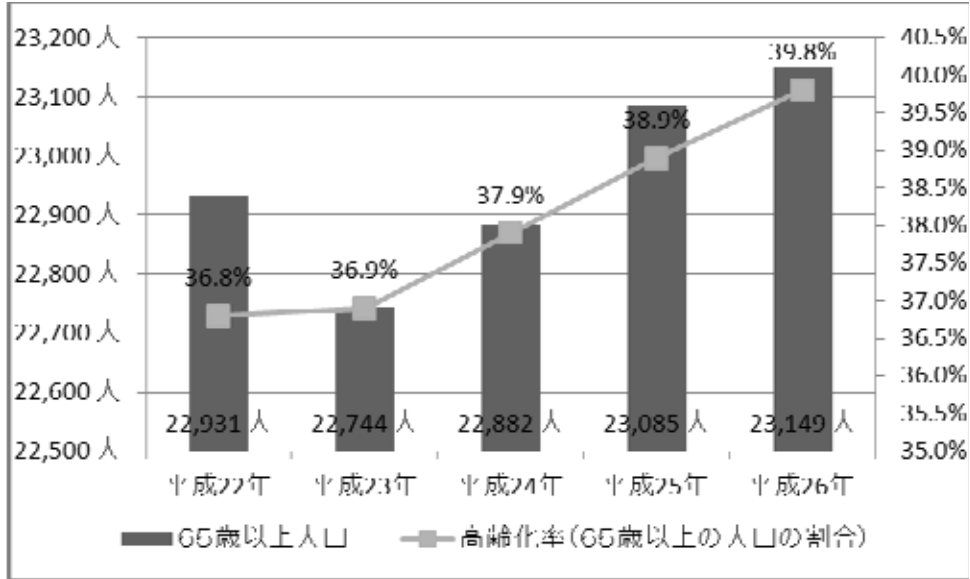
(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31 年度目標
23	ケアカフェ※設置数(もの忘れ相談会併設)	高齢福祉課調べ	0カ所(H25)	10カ所

※ケアカフェ

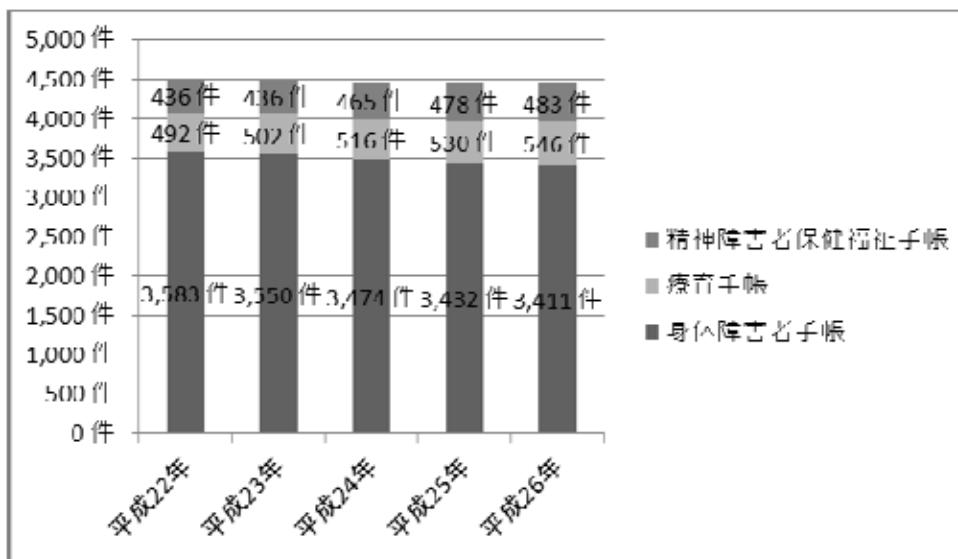
お茶を飲みながら認知症について、お互いの情報交換や交流を行い、理解を深めたり気軽に相談ができたります場所のことで。

●佐渡市の高齢者人口、高齢化率の推移（各年4月1日現在、住民基本台帳人口）



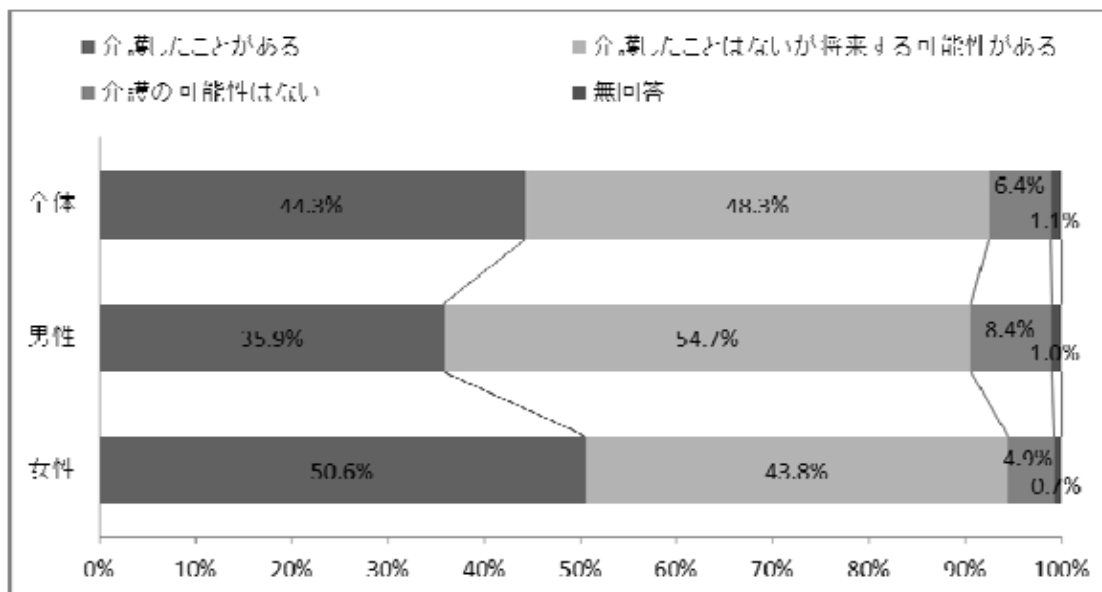
資料：新潟県「新潟県人口移動調査」

●障害者手帳の交付状況の推移（各年4月1日現在）

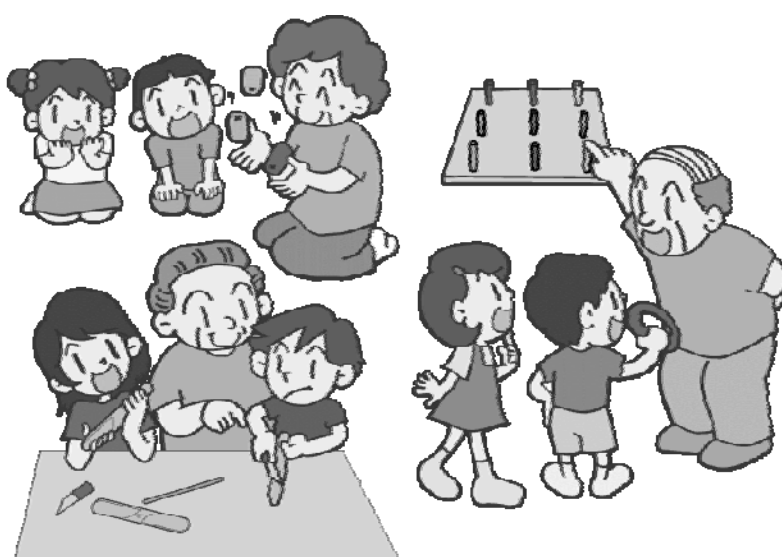


資料：市「平成26年度市社会福祉課調べ」

●介護の状況



資料：市「平成25年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」



重点目標4 防災・災害復興への女性参画の促進

【現状と課題】

災害発生時における避難所等での様々な場面において、性別に配慮した支援の課題が明らかになっているため、防災・復興対策における政策・方針決定の場に女性の視点をより多く取り入れていくことが重要です。

そのため、自主防災組織等の地域における防災の取り組みに対して、普段から女性が参画していく必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1)防災・災害復興活動における女性参画の促進	1 防災計画や防災マニュアル等防災対策に女性の視点を取り入れます	防災管財課
	2 災害時の避難所等、防災・災害復興のさまざまな場面における支援体制に女性の参画を促進します	防災管財課
	3 自主防災訓練など地域防災活動への女性の積極的な参画を推進します	防災管財課

(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 自主防災組織では、女性に配慮した避難体制を普段から考えていきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状(年度)	H31 年度目標
24	佐渡市防災会議における女性委員の割合	総合政策課調べ	3.1% (H25)	3.1%



重点目標5 国際理解と在住外国人のまちづくりへの参加促進

【現状と課題】

佐渡に住む外国人は、家庭生活や教育などのあらゆる場面で言語や文化、生活習慣が異なることから様々な課題を抱えながらも、地域との関わりも少なく相談相手がないため、課題解決が困難な状況です。

そのため、外国の生活習慣や文化を認め合い、佐渡に住む外国人を同じ地域の構成員として対等な関係を築けるようにし、まちづくりへの参加を促進していく必要があります。

(1) 行政の役割

施策の方向	具体的な施策	主管課
(1) 多文化共生を進める 教育支援事業の推進	1 国際理解の取り組みを推進します	観光振興課 社会教育課
	2 日本語教育支援等の在住外国人向けの教育支援を推進します	観光振興課 学校教育課 社会教育課
(2) 多文化共生を進める 生活支援事業の推進	1 ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制の整備と、各種活動への在住外国人の参加促進を推進します	観光振興課
	2 医療・福祉機関における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します	社会福祉課 市民生活課

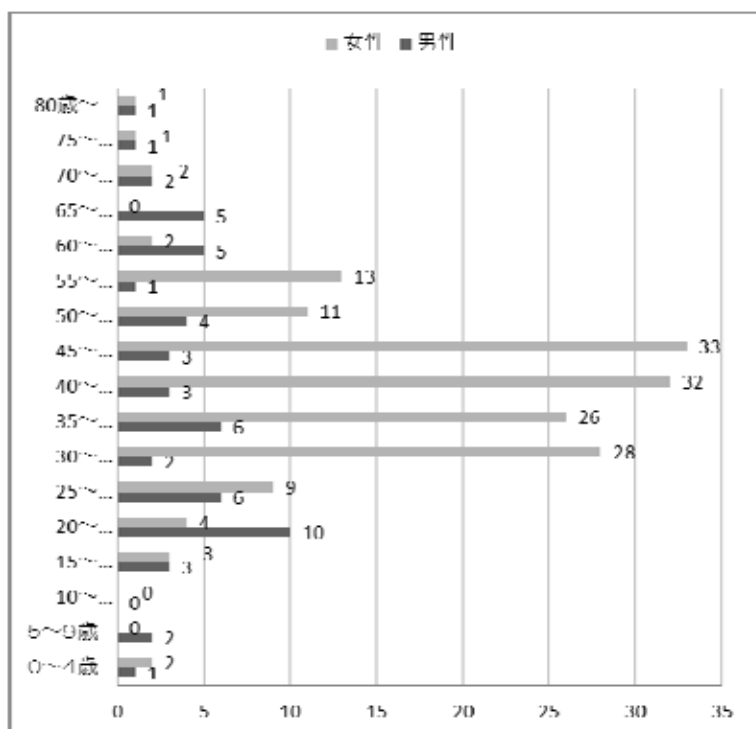
(2) 市民の皆さまへのお願い

- ① 佐渡に住む外国人の文化や習慣を理解し、外国人を地域の一員として認め、お互いに協力していきましょう。

(3) 指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
25	日本語教室への外国人参加者数	観光振興課調べ	5人（H25）	20人
26	国際理解出前講座の実施回数	観光振興課調べ	6回（H25）	10回

●佐渡市における外国人住民の人数（平成 26 年 4 月 1 日現在）



資料：市「平成 26 年度市民生活課調べ」



<コラム：国の取り組み「2020年30%」>

2020年30%とは、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」と内閣府男女共同参画局が平成15年に掲げた目標です。

内閣府男女共同参画局では主な政策として、女性の活躍状況の「見える化」を進めており、全国の都道府県議会、市区議会、町村議会の女性議員割合、地方公共団体の審議会等委員の女性割合等を公開しています。

第3章 計画の指標



目指すべき方向性

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
—	男女共同参画の実現について賛成する人の割合	市民意識調査	74.4% (H25)	増加

基本目標Ⅰ 男女平等意識の啓発

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
1	家庭の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	23.2% (H25)	増加
2	「男の子らしく、女の子らしく」育てることに反対する人の割合	市民意識調査	18.4% (H25)	増加
3	社会通念・慣行・しきたりなどで「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	11.8% (H25)	増加
4	地域社会の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	19.2% (H25)	増加
5	学校教育の場で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	51.3% (H25)	増加
6	市民大学講座への女性の参加割合（全受講者に占める女性の割合）	社会教育課調べ	31.2% (H25)	50.0%

基本目標Ⅱ 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
7	DVについて「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	61.3% (H25)	増加
8	DVの被害について「相談しなかった」理由のうち、「安心して相談できるところがなかった、人がいなかった」人の人数	市民意識調査	30人 (H25)	20人
9	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	1.5% (H25)	増加
10	乳がん検診受診率	市民生活課調べ	23% (H25)	30%

基本目標Ⅲ 男女共同参画が確保される労働環境づくり

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
11	男女雇用機会均等法について「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	41.9% (H25)	増加
12	職場の中で「男女が平等である」と思う人の割合	市民意識調査	25.9% (H25)	増加
13	ハッピー・パートナー企業登録数(累計)	新潟県調べ	20団体 (H25)	30団体
14	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	市民意識調査	32.7% (H25)	※
15	ワーク・ライフ・バランスについて「内容を知っている」人の割合	市民意識調査	9.8% (H25)	増加
16	「共に仕事をし、共に家庭を守るべき」と考える人の割合	市民意識調査	90.8% (H25)	増加
17	農業における家族経営協定の締結数(累計)	農業委員会事務局調べ	87件 (H26)	100件

※本来は、割合を減少させることが望ましいが、被害に遭っていることを回答しないケースも考えられるため、当面は経過を見守ることとする。

追加する指標

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
追1	短時間勤務制度（フレックスタイム制）を導入している事業所の割合	事業所調査	19.3% (H29)	増加
追2	妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある事業所の割合	事業所調査	18.0% (H29)	増加

基本目標Ⅳ 男女が共に参画できる活力あるまちづくり

No.	指標	算出方法等	現状（年度）	H31 年度目標
18	男女共同参画社会基本法について「内容まで知っている」人の割合	市民意識調査	11.1% (H25)	増加
19	市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合	総合政策課調べ	27.9% (H25)	35%
20	男性の平日1日の生活時間のうち、家事・育児・介護などの平均時間	市民意識調査	1 時間 43 分 (H25)	2 時間 00 分
21	男性の平日1日の生活時間のうち、収入を得る仕事に使う平均時間	市民意識調査	8 時間 32 分 (H25)	8 時間 00 分
22	パパ・ママセミナーにおける男性参加率	市民生活課調べ	80% (H25)	90%
23	ケアカフェ設置数（もの忘れ相談会併設）	高齢福祉課調べ	0 カ所 (H25)	10 カ所
24	佐渡市防災会議における女性委員の割合	総合政策課調べ	3.1% (H25)	3.1%
25	日本語教室への外国人参加者数	観光振興課調べ	5 人 (H25)	20 人
26	国際理解出前講座の実施回数	観光振興課調べ	6 回 (H25)	10 回